

# 「夢を応援基金」(東日本大震災奨学金制度) 規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「夢を応援基金」(以下、本基金という)の奨学金を支給する学生の選考等について必要な事項を定め、本基金の業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

2 本基金は、公益社団法人CivicForce(以下、CFという)が運営し、CFはその事務局(以下、基金事務局という)を特定非営利活動法人チャリティ・プラットフォーム(以下、CPという)に委託する。

### (奨学生の資格)

第2条 本基金が奨学金を支給する学生(以下、奨学生という)は、2011年3月11日に発生した東日本大震災(以下、本震災という)により経済状況が急変、または悪化し、就学継続が困難な状況にある者であって、次の条件を全て満たす者でなければならない

- (1) 本震災時に、中学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校に在籍していた生徒で、申請時(平成23年7月)に中学校3年生、高等学校1年生～3年生、高等専門学校1年生～3年生、高等専修学校1年生～3年生であるもの
- (2) 本震災時に家計を支える方が対象地域(岩手県、宮城県、福島県)に居住しており、同地域の学校に通学していた生徒
- (3) 就学しており、学校の推薦を受けることができる品行方正な生徒
- (4) 夢をかなえるために、意欲と根性があり、東北の復興への貢献を希望している生徒
- (5) 次のいずれかの条件に該当する生徒
  - (ア) 本震災により家計を支える方が死亡・行方不明・負傷病気・失業等の被害を受け、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒
  - (イ) 本震災により居住していた住宅が半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受け、または計画的避難区域になっているなど、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒

## 第2章 奨学金の支給

### (奨学金の額)

第3条 支給する奨学金の額は、月額30,000円とする。

### (奨学金の支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、高等学校、高等専修学校、高等専門学校または短期大学、専門学校、大学などの上級学校(大学院は除く)卒業までの在学期間での正規の最短修業年限または7年間のいずれか短い期間とする(2011年9月の支給対象者決定時点での奨学生の学年に応じて決定されており、下記の【最大支給年数・期限確認表】の通りとする。6年制の上級学校に通う者に関しても、上級学校に関する支給期間は4年間を最長とする)。

#### 【最大支給年数・期限確認表】

平成23年(2011年)9月時点での学年(申請時)	高等学校における支給年数	上級学校における支給年数	最大支給年数	最大支給期限(参考)
中学校3年生	3年間	4年間	7年(84ヵ月)	平成31年(2019年)3月
高校1年生	2年間7ヵ月	4年間	6年7ヵ月(79ヵ月)	平成30年(2018年)3月
高校2年生	1年間7ヵ月	4年間	5年7ヵ月(67ヵ月)	平成29年(2017年)3月
高校3年生	7ヵ月間	4年間	4年7ヵ月(55ヵ月)	平成28年(2016年)3月
高校4年生(通信制・定時制・単位制等)	7ヵ月間	4年間	4年7ヵ月(55ヵ月)	平成27年(2015年)3月

#### 【その他注意事項】

- ① 留年期間は正規の最短修業年限に含まれる。申請により高校在学中の支給期間延長が認められる場合があるが、この延長は、最大支給年数を延長できるものではない。
  - ② 休学期間中(連続1ヵ月以上の長期欠席、休学)は、奨学金は支給されず、最短修業年数にも含まれない。
  - ③ 浪人期間中は、奨学金は支給されず、最短修業年数にも含まれない。
- 2 上級学校における再入学・転校による修業年数の延長は、事前に事務局へ連絡を行い、所定の手続きを経て本基金が承認をした場合に限り認められる。ただし、いずれの場合も、最大支給年数が延長されるものではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、奨学金の最終支給期限は平成31年(2019年)3月末とする。

(奨学金の支給)

第5条 奨学金は、基金事務局を通じて指示された提出物その他必要な所定の手続きが完了している場合に限り、3ヵ月に一度(5月末までに4月～6月分、7月末までに7月～9月分、10月末までに10月～12月分、翌年1月末までに翌年1月～3月分)、申請書で指定された口座に振り込む形式で支給する。ただし、振込の時期に関しては、本基金において特別の事情があるときは、上記の限りではない。

(奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金を支給された奨学生の受領の証明は、基金事務局からの振込履歴を代用するものとし、奨学生は、奨学金受領書を提出する必要はない。ただし、特別の事情があるときは、上記の限りではない。

(奨学生または保護者の状況の把握)

第7条 奨学金を受領する生徒またはその保護者は、次の各号の一に該当した場合には、当該事項に該当した後1ヵ月以内に、各自、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムより書類をダウンロードの上、基金事務局に対して在学をを通じてその旨を報告するものとする。ただし、大学等上級学校在学の奨学生は、各自、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムより必要な書類をダウンロードの上、各自手続きを行うものとする。また、基金事務局は、本人、保護者および在学に対し次の各号に関する事項を照会することができる。

- (1) 本人の死亡、退学、留年、休学、長期の欠席など、通学・就学の状況に影響を及ぼすような事由に該当する状況になった場合
- (2) 本人の転校
- (3) 本人または保護者の氏名が変わったとき
- (4) 保護者が変更になったとき
- (5) 本人または保護者の住所・電話番号等の連絡先が変わったとき
- (6) 奨学金の振込先である口座の情報に変更があったとき
- (7) 奨学金の受領を終了したい時
- (8) その他転学部、転学科など、重要な事項に移動のあったとき

(奨学金の停止および終了)

第8条 奨学金受給期間中に、奨学生が1ヵ月以上連続して休学、欠席をする場合には、CFおよび基金事務局は、原則として奨学金の支給を一時停止するものとする。

2 奨学金受給期間中に、奨学生が浪人生となった場合は、奨学金の支給を停止する。

3 奨学金の停止期間は、通算で2年間を上限とする。停止期間がそれを超えた場合には、奨学金の支給は終了となり、奨学生は支給を回復する権利を失う。

4 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、CFは、基金事務局を通じて在学の見解を徴して、奨学金の支給を終了することができる。

- (1) 期限内に必要な書類が提出されないとき
- (2) 申請書に虚偽の記載をおこなったとき
- (3) 就学が継続できないとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となり「品行方正」と認められないとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 在学で処分を受け通学・就学の状況に影響を及ぼすような事由に該当する状況になったとき
- (7) 本人の違法行為により、有罪判決を受け、又は家庭裁判所により処分を受けたとき
- (8) 第2条に定める奨学生としての資格を失ったとき
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があり、CFが、外部制度検討委員会の意見を徴して、合理的な事由により受給資格がないと判断したとき

5 奨学生は、奨学金が必要なくなった場合には、いつでも在学を経て、奨学金の支給の終了を申し出ることができる。

(奨学金の回復)

第9条 前条の規定により、奨学金の支給を停止された者が、停止期間の期限内にその事由が止んで所定の手続きにより回復を願い出たときは、CFは、奨学金の支給を復活することができる。浪人による停止の場合は、在学証明書を添付し回復を願い出たときには、浪人の理由等一定の条件を満たすことで、支給を復活することができる。また、支給期間は、第4条に従う。

(奨学金の継続申請)

第10条 手続きの詳細については、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムを通じて、そのシステムに登録された各種メールアドレスに対し案内が送付される形式で基金事務局より告知されるものとし、奨学生は当告知に基づき、定められた期限までに次の手続きをすることによって、奨学金の受給を1年間(手続きを行った4月分から翌年3月分まで)継続することができる。

- 
- (1) 高等学校、高等専修学校、高等専門学校に在学中は、奨学生またはその保護者の記入による「継続申請書」、在学学長および担任等による在学の確認及び推薦書を、学校を通じて基金事務局に提出する
  - (2) 奨学生が大学等上級学校へ進学した場合、または上級学校在学中は、奨学生またはその保護者の記入による「継続申請書」（学校による押印後、学校にて厳封されたもののみ有効）に在学証明書を添付し、奨学生が直接基金事務局に提出する

（奨学生の転校・転学について）

第11条 奨学生が転校をする場合には、転校後1ヵ月以内に、所定の書式により、転校先の在学学校を通じて奨学金の支給継続の手続きを行うものとする。ただし、大学等上級学校在学の奨学生が転学をする場合は、必要な書類をダウンロードの上、各自基金事務局を通じて手続きを行うものとする。

（奨学金制度の終了）

第12条 本基金は、株式会社ローソンからの寄付を原資としてCFが運営を行うものであり、何らかの事情により株式会社ローソンより本基金の運営に必要な資金が寄付されない状況となった場合、またはCFと株式会社ローソン間の寄付契約が終了した場合には、奨学金の支給が終了する場合がある。この場合、CFは、奨学生に対し、この奨学金支給に関する義務を一切負わない。

### 第3章 雑則

（奨学生とのコミュニケーション）

第13条 本基金からの奨学生への連絡は、原則として、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムを通じてのみ行われるものとする。

2 奨学生は、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムに掲載される本基金からの各種のお知らせや連絡事項につき、マイページで継続的かつ適時に確認することとし、次の事情により奨学生への連絡が取れなかった場合には、本基金はその責任を負わないものとする。

- (1) マイページに新しいお知らせがポストされたことを連絡するためのメールアドレスが登録されていないとき
- (2) 登録されたメールアドレスが間違っているとき
- (3) メールアドレスの受信設定を行っておらず、本基金からのメールが受信できないとき
- (4) 登録された各種連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号等）が不通で連絡ができないとき

（奨学金の返済）

第14条 奨学金には、返済の義務を課さない。ただし、支給を受けた者から本基金に対する寄附または返済の申し出があったときは、CFは本基金の運営者としてそれを受領することができる（ただし、返金に関しては、基金事務局が代理受領権を有する）。

2 休学や退学などのより、奨学金の支給が停止もしくは終了している期間に支払われた奨学金や、第11条第3号各号の一に該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、CFは、基金事務局を通じて当該奨学生に対し、すでに支給した奨学金の返済を求めることができる。

3 前項の返済の要求を求められた場合には、当該奨学生は、基金事務局の指示に従い、すでに支給を受けた奨学金の返済をしなければならない。

（奨学生の拘束）

第15条 奨学生の卒業後の就職その他一切については、本人の自由であり、本基金は奨学生に対し制限拘束を加えるものではない。

（規程の変更）

第16条 次の各号の一つに該当し、CFおよび株式会社ローソンとの合意に基づき、必要と認めたときは、この規程の全部または一部を変更することができる。

- (1) 経済情勢に著しい変動があるとき
- (2) 本基金の運営上、真にやむを得ない必要があるとき
- (3) 前各号のほか、特に必要があるとき

2 前項の規定によりこの規程の全部または一部を変更した場合には、CFおよび基金事務局は、奨学生に対し、規約に変更があったことを、ホームページに記載し、また、「夢を応援基金」コミュニケーション・システムを通じて通知するものとする。

（補則）

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、CFが株式会社ローソンとの合意に基づき、別に定めるものとする。

---

(運営者の変更)

第18条 「夢を応援基金」の運営者がCFから他の団体に移行する場合には、CFと奨学生間の権利義務が同団体に引き継がれるものとする。

2 前項の規定の場合には、申請書、奨学生決定後に奨学生が作成するコミュニケーションシートに記入された内容その他CPに提出された資料、報告された内容は、本基金の運営を引き継ぐ団体に対して引き渡され、同団体により本基金運営に必要な範囲で利用されるものとする。

附則

本規程は、平成23年6月6日から施行する。  
本規程は、平成24年2月21日に改訂しました。  
本規定は、平成25年3月1日に改訂しました。  
本規定は、平成25年6月6日に改訂しました。